

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度第2回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	令和元年12月26日(木) 午前10時～午後0時
3. 開催場所	松阪市役所第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	【委員】 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、石川通子、上村夏子、川崎佳代子、栗田季佳、鈴木清子、前田浩、松村淑子、渡邊和己 【事務局】 環境生活部長(村林) 人権・男女共同参画課長(武田) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(磯田) 【関係各課】 職員課長(尼子)、健康づくり課長(糸川)、学校支援課長(尾崎)、地域安全対策課長(越川)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. 松阪市人権施策行動計画の事業内容見直しについて
3. その他

議事録

別紙のとおり

令和元年度第2回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 令和元年12月26日（金） 午前10時～午後0時
- 【場 所】 松阪市役所第3・第4委員会室
- 【出席委員】 （11人）筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、石川通子、上村夏子、川崎佳代子、栗田季佳、鈴木清子、前田浩、松村淑子、渡邊和己
- 【欠席委員】 （4人）小椋仁、酒井由美、世古佳清、高柳伴子
- 【事務局】 環境生活部長（村林）
人権・男女共同参画課長（武田）
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）
人権・男女共同参画課（磯田）
- 【関係各課】 職員課長（尼子）、健康づくり課長（糸川） 学校支援課長（尾崎）、
地域安全対策課長（越川）

○人権担当主幹より開会の辞

○環境生活部長よりあいさつ

改めまして皆さんおはようございます。環境生活部の村林でございます。今年も残すところあと数日となりました。皆さま大変お忙しい中、本日の第2回の審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。そして日頃は松阪市の人権施策の推進につきましてそれぞれ深いご理解とご協力いただいておりますことを深く感謝いたします。本日は前回に引き続きまして行動計画についての評価検証等のご審議をいただくことになっております。そして、二つ目の事項として用意しておりますのが松阪市人権施策行動計画の事業内容の見直しについてもご審議をお願いしたいと思っております。より良い人権行政を推進していくためにも日頃からそれぞれの分野でご活躍をされております委員の皆様方から、色んなご意見をいただくことは、非常に意義深いものであると考えておりますので、今日は午前中2時間という時間ではございますがいろいろと忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

○欠席者報告

小椋仁委員、酒井由美委員、世古佳清委員、高柳伴子委員

○傍聴者報告

1名。

- 議事
1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
 2. 松阪市人権施策行動計画の事業内容見直しについて
 3. その他

議事録

【人権担当主幹】

本日の審議につきましては、事項書をお願いいたします。1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証については、あらかじめ事務局で抽出しました12事業のうち、後半の4事業が残っておりますので、その評価検証をお願いします。続きまして、2. 松阪市人権施策行動計画の事業内容の見直しについての意見交換ということでよろしくをお願いいたします。3. その他について、委員皆様における活動や取り組みについて時間が許す限り意見交換をお願いしたいと思います。

それではここからの議事進行につきましては、審議会規則によりまして会長にお任せしたいと思いますので、会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

皆さまおはようございます。それでは規則に基づきまして私の方が議長を務めさせていただきますのでご協力の程よろしくをお願いいたします。それでは前回の続きということで、評価検証実施一覧をお配りいただいておりますが、皆さまお持ちでしょうか。前回でほとんど終了しておりますが、6(1) 同和問題、(2) 女性の人権、(9) 労働者の人権、(11) さまざまな人権問題の4つが前回の残りとなっております。この4つについて進めていきたいと思っております。それでは6(1) 同和問題について職員課さんの方からよろしくお願いします。

【職員課長】

職員課の尼子でございます。よろしくお願いします。人権施策行動計画事業評価シート of 4 ページをご覧くださいと思います。こちらの市職員人権問題研修事業でございますが事業の実施内容でございます。こちらの研修につきましてはさまざまな人権問題への職員の認識を深めましてバランスの取れた人権感覚を身につけるということを目的に非常勤を含めた全職員を対象に毎年7~8ほどのテーマから一つの講座を職員自身が選択するというような人権研修を行っております。例えば、テーマにつきましては同和問題であったりとか、障がい者の問題、男女共同参画であったり、アイヌ民族問題、被災地の問題であるとか、インターネットの問題、子どもの問題、外国人の問題などいろいろと毎年メニューを見直しながら実施をさせていただいております。ちなみにこちらは外部委託という形だけではなくできるだけお金をかけずに研修を進めていこうという考えの中で庁内講師という形で職員が講師になって研修会を進めるということも進めておるところでございます。中段のですね目標・実績のところですが、職員人権問題研修の理解度につきましては目標80パーセント以上と掲げておりまして、実績については92.5パーセントです。研修の受講者数については486名となっております。下段には目標の達成度、効率性、施策への貢献度についてご覧の通りの評価をさせていただいております。最後に最下段のところでございますが、問題点・課題点について、ご質問もいただいておりますが、

近年、研修を含めて事業の庁内説明会を開催する機会が非常に多いです。新たな事業であるとか施策を進められとるという中でそういったことが多いのですが、職員からはそういった一日の業務をする中で研修会であるとか説明に参加するのが負担になっているというふうにおっしゃっている状況です。こちらについてはいろいろと対応を考えております。以上がこちらの4ページの内容の説明となります。続けて事前質問の回答は、2点こちらの市職員人権問題研修事業についてご質問をいただいております。下部その他の成果のところでも国際交流員 CIR による研修はどのような内容だったのかということと、問題点先ほどご説明させていただきました問題点・課題点ところで「新しい事業の説明会開催が多くなり業務そのものに負担が増えている」そうですが、どのくらいの日数・開催回数でされていますかということですか。まず1点目でございますがこちらの人権問題研修は毎年7~8くらいのテーマを設けまして職員の人権意識を高める機会という位置づけにしております。ご質問いただきました松阪市の CIR が講師として担当しました外国人の人権をテーマとした研修ですが、こちらにつきましては CIR の職員本人がこちらに来日して困ったことであるとか日本人に助けってもらって嬉しかったことなどの実体験に基づいた研修内容としていただきました。例えば、敬語や漢字の使用方法について困っていた時に日本人に声をかけてもらい助けってもらって嬉しかったというエピソードを話されております。受講者アンケートということでは来日した人にしか分からない課題を直に伝えていただいて非常によく理解できた、海外に行ったときに自分の思っていることが自分の国の言葉ではわかるのに相手に伝えようと思うと非常に伝えにくい経験があるのでよく理解できたという感想をいただいております。それとですね2点目のご質問でございますが、こちらですねパソコンの掲示板を確認したところ、昨年度一年間で職員課以外の部署が開催する研修については13回、説明会が5回ほど開催しているという状況でございます。日数としてはそのような形ですが、時間は約2時間程度ということでこのような研修会や説明会を開催されております。限られた職員数で毎年増加していく業務であったりとか新しい行政サービスへの対応をしている中で窓口を留守にして市民サービスの低下を招かないためには複数の職員が同時に研修に参加して職場を離れないようにそれぞれの職場で配慮していただいております。以上のことから、本研修は職員の公務を優先とした形で業務に支障のない範囲で参加してくださいというような呼びかけをしております。市職員として必要な人権問題への認識を深める機会をとということで開催時期につきましてもできるだけ繁忙期などを外すなど配慮をしながら日程調整等をしているところでございます。また、参加した職員だけではなく所属を代表して受講していただくということの中で、職場にお帰りいただいたらミーティングや職場の人権研修で配布させていただきました資料等を利用して研修会に参加できなかった職員にも共有をしていただいております。意識を高めるお願いをしているところでございます。以上説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいま担当課の方からご説明がありました。この事業について評価できる点、こういったところがどうなのかという視点でご意見やご質問があったらお願いします。

【委員】

すいません。同和問題ですよね。同和問題の説明はありましたか。

【職員課長】

一般的な人権問題研修の説明をさせていただきましたが、この中の7~8つのテーマの中には同和問題のテーマも掲げさせていただいています。

【委員】

同和問題の説明をされるのではないのですか。

【職員課長】

一般的な説明をさせていただいております。これ以外にこの事業とは別なんですけど、同和問題の研修の位置づけとして人権推進委員というものを各所属、各課においておまして、こちらは同和問題だけではありませんが毎年計画を作っていただいて、職場での研修をしていただいて同和問題を含めてですが、研修の実績を報告いただくということもしております。同和問題に特化した説明ではなく申し訳ありませんでした。

【会長】

他にいかがでしょうか。

理解度が92.5パーセントと非常に高いと思うのですが、より実践的な体験に基づく発表であったことがこのような数字に出てきたの不愧かと思うのですけれども、実績として受けられた方の数字が486人となっていますが、松阪市の職員さんは何人くらいいらっしゃるのですか。

【職員課長】

松阪市の職員はすべて含めて1,370人ほどです。非常勤職員も対象にしておりますが業務時間中に参加するというのは、一部参加していただいておりますけれども、正規の職員が主に参加していただいておりますので職場の中で共有していただくという形をとっております。

【会長】

ありがとうございます。皆さまいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

92.5パーセントという数字が出ましたので、これからこの数字と比較になってくると思

いますが、研修の方を積んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。それではこちらについてはこれで終わりにしたいと思います。続きまして、6 (2) の女性の人權ということで健康づくり課さんお願いいたします。評価シートの 64 ページをご覧ください。

【健康づくり課長】

健康づくり課の糸川と申します。よろしくお願いいたします。事業評価シートの 64 ページの成人保健事業でございます。事業目的ですが、男女が互いの身体について正しい知識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理の支援に取り組んでおります。事業内容でございますが、健康増進法に基づきまして成人を対象とし健康教育、健康相談、各種の健康診査を実施しております。市では、第 2 次松阪市健康づくり計画を平成 29 年度に策定し推進しており、「がん検診を受けよう」「毎日合計 60 分体を動かそう」「野菜たっぷり、美味しく減塩」「楽しく子育てしよう」「地域ぐるみで健康づくり」を 5 つの重点目標とし、健康づくり、成人保健事業を推進しております。ここで目標実績の方に掲げました「健康センターはるる」での健康セミナーや、元気朝一体操では実績といたしまして、3,630 人が参加いただきました。健康教育といたしましては、その事業のほかにも各地域におきまして、出前講座でありますとか住民協議会様の健康講座等で生活習慣病の予防や運動・栄養等多様なテーマで講座を開催しております。女性に特化いたしましては、3 月 1 日から 8 日の間で女性の健康週間というものがございます。女性がんと更年期障害など女性に多い病気や女性の体に優しいレシピなど配布し啓発に努めております。健康診査につきましては目標・実績に女性がんと子宮頸がん乳がん検診を挙げておりますが、子宮頸がんにつきましては 16.5 パーセントの受診率、乳がん検診におきましては 17.5 パーセントの受診率と目標値を下回っております。今後も受診率向上に向けて取り組みを推進して参りたいと思います。ご質問にいただきました、成人保健事業のところでは事業目的のところ「男女が互いの身体について正しい知識を持ち」とあるが、「産後の女性の身体」もテーマに挙げていただきたい。どれだけ酷使されているか負担があるか知っていただく機会は大切かと思われませんか？とご質問をいただいております。「産後の女性の身体」につきましては評価事業シートの 63 ページなんですけれども「母子保健事業」というところで妊産婦の健康支援を目的に母子保健事業で取り組んでいるところでございます。令和元年 7 月からは産婦の健康診査という新規事業も始まりまして、産後のうつの予防であるとか新生児の虐待の予防を図ることを目的として産婦の健康診査を行っております。また、乳児家庭全戸訪問事業、妊産婦健康相談、産後 2 か月のお母さんを対象としました新米ママ教室など産婦の健康支援、育児不安の軽減等を目的とし、支援を実施しているところでございます。説明は以上とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。担当課さんの方から説明がありましたが皆さまいかがでしょ

うか。

【委員】

はるるでの子宮頸がんとか乳がんの検診について、私は去年行ってきたのですが、申し込んでから半年くらいしてからの日にちだったんです。事前に「申し込みの日は〇〇日です」というはがきもいただきましたので良かったのですが、その割には実施率や実績が少ないかなと、半年待ったのでもっと多くの人が受けているのかと思いましたけれども。

【委員】

私もそうでした。7月に予約をしにはるるへ行きましたが、4月実施でした。目標・実績には69歳と書かれていますが、高齢者はどうなっているのか、今ふと気になりました。

【健康づくり課長】

対象者としましては、子宮頸がん検診は20歳以上で2年に1回の受診ということで国の方が推進しています。上限はございませんので受けていただくことは可能です。乳がん検診につきましてはマンモグラフィーといってレントゲンで挟んで撮る検診が国の指針になっていますが、40歳以上で2年に1回となっています。松阪市では市独自にエコー検診というものもやってまして、こちらが20～39歳の女性が隔年実施で40歳以上はマンモを受けていただいた翌年エコーということで市単独事業でさせていただいております。ここに乳がんが40歳から69歳、子宮頸がんが20～69歳というふうに評価の指標を決めさせていただいたのは全国で比較するときはこの年齢の方で比較するという国の方で決まっておりますので、この対象年齢で比較対象とするときに受診率を出させていただいております。市独自では市の対象年齢にさせていただいております年齢の方の受診率もあわせてみているところではありますが、少しは上がりますが低い状況ではございます。受けていただいたのは、はるるでやっている集団検診だと思うんですけども、個別医療機関でもがん検診は行ってまして、医療機関での実施と合わせた受診率ということになります。

【会長】

予約から実施までの期間が非常に長いようですがそれは何かあるのでしょうか。

【健康づくり課長】

予約に関しては日にちを決めて設定しておりますので早くから予約をされる方もいらっしゃいます。去年からWEB予約でインターネット予約も開始してまして、お電話からの予約枠とネットでの予約枠ということで確かに集団検診の予約は受けにくい状況ではあるかもしれませんが、今のところ空もあります。

【会長】

今のところは問題ないということで良かったですか。

【健康づくり課長】

最後の方になってくると集団の予約はお断りさせていただく場合も中にはあります。

【会長】

それでは、引き続き間はあきますが、皆さま積極的にご利用いただき、知り合いの方にも勧めていただければと思います。他にはよろしかったでしょうか。ありがとうございます。それではこの件についてはこれで終わりにしたいと思います。続きまして 6 (9) の労働者の人権のわくわくワーク事業で学校支援課さんからお願いします。評価シートの 75 ページになります。

【学校支援課長】

おはようございます。学校支援課の尾崎です。よろしく申し上げます。評価表 75 ページの方をご覧くださいと思います。まずこのわくわくワーク事業の趣旨・目的の方を始めにご説明させていただきたいと思います。対象は中学生なんですけれども、中学生が日常の学校生活から離れて地域に出て主体性を尊重したさまざまな活動であるとか体験を通して豊かな感性や創造性など自ら高めるとともに自己猶予感を向上するためにキャリア教育の一環として進めております。職場での勤労体験を通して働くことの意義を学んで改めて親であるとか地域の人々の仕事を見つめなおす機会とするとともに地域の人と中学生との交流を図ることを目的としております。具体的な内容でございますけれども、松阪市内に 11 の中学校がございますが、すべての中学校で実施をしております。各中学校の方でワーク期間（職場体験期間）を設けまして連続で 3～4 日間の期間を設定して中学生が自宅から直接活動場所へ出向いて職場体験活動を行っております。活動場所では事業所の協力者の方に生徒の活動を指導していただいております。活動の内容や成果等についてはそれぞれ事業所希望のところへ行きますので報告という形で全校に広めるとともに、より多くの保護者や事業所の協力者に理解をしていただくために文化祭等保護者がみえた中での発表の機会を設けているという取り組みをしております。ご質問いただきました、まず一点目ですけれども「参加された生徒の体験した感想があれば紹介してほしい」ということで、いくつかありますが、

【会長】

すいません。今ご説明いただいているのは前回配っていただいた質問に対する回答の最後のページにあります。今日、お配りしているものと別になりますので資料を見ていただきたいと思います。

【学校支援課長】

ありがとうございます。先ほどの続きで、「3~4日ということに慣れてきたころに終わってしまった。もう少し体験したかった」という意見もあれば、「返事や挨拶という部分を改めて必要に感じた」という部分、「目に見えないところでも一人ひとりが責任をもって仕事をしているということが勉強になった」あるいは「働くことは大変で苦しいけれどやりがいや楽しいことを見つけることが大切だということを知ることができた」あるいは「自分の将来の希望にあった仕事を見つけたり、見たり話しを聞いたりして将来なりたいと前よりも強く思った」、高校に行きますとインターンシップということにより具体的に自分が就職したいところを絞っていくのですが、中学校の段階では色んな興味を持ったところに実際見に行くということで「これからずっと働く仕事を選ぶのは改めて大変だと思ったけれど将来のことをしっかり考えていきたい」という非常に前向きな感想をいただいております。それから新たにご質問をいただきましたことでございます。

【会長】

今日お配りした資料の追加としてある資料です。

【学校支援課長】

委員の方からご質問をいただきまして「実績のところでは「地域の事業所」あるいは「地元企業」とあるが選定はどのようにされているのでしょうか。同じところではなく次年度は別のところとか継続されていくのでしたら計画はあるのでしょうか」というご質問をいただいております。まず、地域の事業所の選定についてでございますけれども、こちらは実際に各学校で体験をする事業所にあたりますのでそれぞれの学校で年度当初に生徒が体験を希望する職種、例えば、飲食関係であったりあるいは販売関係であったり幼稚園の関係であったりそういった、どういった職業に体験をしたいかというアンケートを行います。その希望に基づいて希望数を把握したうえで各校わくわくワークの担当の教員がおりますので、地域の事業所、具体的には基本的には自宅から通える自転車でいきますので校区内の事業所が基本になるんですけども、事前に事業所の方を訪問させていただいて、それぞれの事業所で受け入れ可能な人数や期間、今年は何人をお願いしますとか何日間で可能ですといった確認したうえで生徒が希望する具体的な事業所が体験できるよう割り振りを行って進めております。平成30年度は市内中学校1,299人が3~4日間で398の事業所にご協力をいただいていた職場体験を実施しました。ですので地域の事業所につきましては基本的に各中学校区にある事業所そちらを年度ごとに訪問させていただいて、協力いただいているという形でございます。それから、地元企業ということについてでございますが、体験をする前の事前学習ということで、事前学習の一つとしてわくわくスクールという形で松阪商工会議所の方にお世話をいただいております。特に義務教育の後半を迎える中学生に対

しては仕事や人生における経験を経営者等から説明いただくことによって地域の産業に理解を深め勤労観や職業観を養い、将来松阪で活躍できる人材の育成を図る機会としてお世話をいただいております。職場体験の事前学習として分野としましては建設業であるとか製造業であるとか、小売業等さまざまな地元の企業の方であるとか松阪市と連携協定を結んでおります高田短期大学の特に幼稚園・保育園の関係でございますけれどもそういった先生や生徒をお招きをして講義の形でお勉強の方をさせていただいております。平成30年度は6月～3月の間に5つの中学校の方でそういう形の事前学習を地元の企業の方に来ていただいで授業をしていただいたということでございます。以上説明でございます。よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆さま、この件につきましてご質問や評価できる点等ございましたらよろしくお願いたします。

【委員】

すいません。私の孫が通っている保育園で見かけたことなんですけど、子どもたちがいなくな元気になっていたので「あれ？」と思ったら中学生がみえて多分任された部分なんだと思うのですが、手を洗って給食を食べるときにじゃんけんぽいと勝ったらどうぞということをしていて、なぜここに来たのと聞くと、自分が通った保育園で自分もすごく楽しかったけれど、今どんなになつとるのかを学びたいという思いを持たれて、本当に自分がそういう思いで来ている子というのは、恩返しという言葉を使ってやったけれどもそれが事業所にとってどうかかわからないんですけれども、そういう思いを持ってきてもらう子にとっては保育園の子どもたちにもすごく良い影響を与えるのではないかと思います。また、別のことですが、人権の啓発で人形劇に行っているのですが、そこで園児と一緒に見とる中学生の子が先生を負かすくらいの人権の意見を言ってもらえることがあります。こういうところでも学んでもらえるのだなと思いました。事業所によってはその生徒たちの学び方は違うと思うのですが、本当に意義があるのではないかと周りから見と感じております。

【会長】

ありがとうございます。他にいかがですが。

【委員】

受け入れ側（事業者側）の感想や意見はありますか。その辺り分かってみえたら教えてください。

【学校支援課長】

ありがとうございます。子どもたちにとっては希望するところということで、おっしゃっていただいたように、将来を見つめなおす機会にしております。各中学校区での事業所ということになりますので、例えばお孫さんが見えたりであるとか、誰々さんのところのお子さんだねというようなところもあれば、あるいは松阪図書館であったりとか校区にない市民病院であったりとかさまざまところを体験させていただいております。そういった中でやっぱりお言葉には出されませんが、業務に影響するということは事前に子どもたちには話はしておりますけれども、来ていただいた事業所の中で昨年度の反省を踏まえて今年はちょっと難しいですと言われる事業所も正直ございます。ただ、やっぱり地元の子どもたちを地元で育てていくんだということで本当に受け入れについては事業所の方からも感想をいただいております、今年の子については返事もしっかりできてましたよという声をいただいたり、やっぱり今日日の子やねといった部分で例えば言った仕事はするんやけれどもそこから気を利かせてということはまだまだやよねとそういう子どもたちにとっても成長につながるようなご意見も頂戴しているという現状でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

同じような質問で申し訳ないのですが、事業所の職種に関してなんですが、昨今介護職が大変不足しているという話はみなさんご存じだと思うんですが、私達地域包括支援センターでは5つの地域包括支援センターは小学校を中心に認知症サポーター養成講座というのをしております、まずは認知症に対して正しい知識を持ってもらって地域の中で支えていってもらう地域住民のひとりとしての意識を持ってもらって大きくなってもらおうというような活動を地域の方々と一緒にさせていただいております。非常に子どもたちから前向きというか大人顔負けのすばらしい意見が出てこのまま育ってくれるといいなという思いと、また同時にですね実際に職業として認知症の方を支えていただけるような人材を育ててくれたらいいなという思いを持ちながらそのような講座をしています。教えていただきたいのですが、介護事業所を希望してくれる子どもたちがどれくらいいるのかとか、事業を受けていただいている事業所がどれくらいあるのかとか、わくわくスクールで経営者から話というのがあるんですけれども、実際には介護事業所の経営者というのはたくさんいると思いますが、経営者の中にそういうような介護系の経営者はおられるのかなど、その辺りをお聞かせいただければと思います。

【学校支援課長】

ありがとうございます。本当にその福祉に関する部分というのを学校で勉強する中で実際体験をしていただく機会ということで事前に子どもたちからどういうところへ行きたい

のと希望を募ります。そうした中で校区にある老人ホームであったり養護施設という部分での希望があった時にそこに当たりに行くという実情ですので、結構バランスがあります。その中で例えば高校のインターンシップということで高校なんかであれば介護系列の学校をもっている専門学校では今回の中学校での体験を踏まえて自分の将来こっちへ行くんだと固める子もいれば、あるいは迷っていてやっぱり自分に合っているのかなあというところで模索をして高校に行ったら絞っていくというような現状ですので、数の部分で言いますと校区によってばらつきがありますけど子どもたちの意識の中では増えてきていると、はっきりした数ではできてないんですけどもニーズとしてはすごく増えてきている。例えばその受け入れの人数であったり日数の関係もございますので校区内にないという部分であれば校区を少し離れるんだけど受け入れ可能なところというところへ行かしていただいているという現状でございます。基本的には子どもたちが希望するのを第3希望くらいまで子どもたちには希望を取ります。あくまで基本的に第1希望に行けるような形で受け入れる事業が何名まで可能です、これやったら足らんということで校区外にもお願いをしたりとか、昨年度も引き続いてということで、事前に今年もこれくらいあるんですけどもということで確認をしてご協力をいただいております。それから商工会議所でのお話ということでこちらの方からもこういうニーズがありますので是非こういう機会を持ってくださいということで商工会議所の方にこういうお話を子どもたちに是非したってほしいんですというお話は入れさせてはいただいております、地元の企業というあたりの選定については商工会議所の方で決めていただいているというのが現状でございますので、おっしゃっていただきましたようにニーズもこれだけ高くなっていますので是非そういう生の声といいますか働いてみえる方の声を聞かしていただけて実際の体験につなげていただきたいですということをお話させていただいているところが現状でございます。

【副会長】

話しが長すぎて抽象的でよくわからんのですけれども、結局お聞きしたいのはアンケートの中身について例えばどここの職種が何パーセントとかそういう資料があるかどうか、介護関係が何パーセントだったんだろうかというそのご質問内容でしたんですけれども、実質的に回答になっていないので、私から質問させていただきたいことは事業主の方が積極評価とマイナス評価がありますよね。いい話しか出てこないのですけれども事業主が悪い評価をした部分はあるんですか。

【学校支援課長】

特にその厳しい評価としては学校の方にはお伝えはないのが現状です。

【副会長】

100パーセントになっているということですか。

【学校支援課長】

子どもたちのこのような態度は良くなかったよねという声は当然業種ごとではいただいているところです。

【副会長】

資料があればいいんですけれども、抽象的なもんだから分からないんですよ。だから例えば資料か何かがあれば後でかまいませんけれども介護職が何パーセントなのかというご説明にもなると思います。資料がないということですよ。

【学校支援課長】

パーセンテージ的なものを資料としては集計しておりません。

【副会長】

改善の余地があるかもしれませんので、資料を作ることが重要じゃないかと思います。

【学校支援課長】

ありがとうございます。

【会長】

あとは、介護職の人材が今松阪も含めて全国的にすごく少なく、担い手が少ないから増やしたいです。なので、職業選択の中でたぶん子どもたちが自ら選んでいく仕事として介護職をいきなり選ぶことというのはちょっと少ないかなと思うんですよ。いろいろな会社があったりとか夢の部分では追いかけやすいと思うんですけども、現実的なところで介護職のイメージが持てないというところから介護職に行こうかなという選択肢が持てるようなきっかけやラインを作っていただくといいんじゃないかなあという今のお話を聞いて思ったんですけれども。いかがでしょうか。特別な業種寄りにはなりますが

【副会長】

誘導してあげることも一つですね。

【学校支援課長】

紹介としてさまざまな職種、例えば中学校の進路選択というのも職業から逆算をしまするので、資格を取る為であれば普通科高校に行かなければならない、あるいは、職業科に行かなければならないということで進路関係といいますかキャリアの関係の中でそういうさまざまな職業という部分で働く意味であったり学習の機会がございますのでその職業

の中にはそういういっぱい業種があるよねということを学習は事前に行っているという現状でございます。

【会長】

たくさんあるんだけどこの仕事がとても大事で必要なんだという一言一押しをしていただくと関心を持つ子どもが増えるかなと思うというようなご希望です。

【学校支援課長】

ありがとうございます。

【委員】

中学生というはまだ将来何をやりたいかが決まっていな子どももいる中でこのようないろいろな選択肢を経験できるということはとてもいい取り組みだなと感心しています。担当の先生大変好評だと取り組みや子どもの意見を聞きながら、うまくいくかなとほんとは大変な仕事だと思うんですけども、この事業ほんとにいい取り組みだと思うのでまた続けてお願いします。

【委員】

よろしいでしょうか。県の社会福祉協議会の会議がありまして、その会議の中で介護職を中心に学校の子どもたちにどういうふうに理解させればよいかということについてビデオをきちっと作って準備をしていますので市の方へお届けさせてもらっておきますので、もし参考になればそういうのを見ていただいて事前学習の一助としていただければと思います。見せてもらいましたがいいものに出来上がっていますのでそういうのを見ていただくと中学生にはいいと思います。

【委員】

さっきお話しがあったことですが、とても丁寧に子どもの希望を大事にして受け入れ先の方と連絡調整をして意義も成果もとてもある事業だと思うんですけども、一方で先生方の負担がとても気になって、たぶんかなりの時間とか労力がかかっているんじゃないのかなあと思うんです。さっきのお話にもありましたが希望に沿って事業を選んでいくとアンケートをとって集計して、どこが受け入れてもらえるかという手順が増えていってしまうので、例えばある程度業種を絞らせてもらって、長期的に受け入れ連携していくような体制があればと思います。子どもたちの希望もありますけれども、体験してこちらの進路も考えてみようかなというような方向性もあると思いますし、負担軽減の効率化と子どもの職業選択の幅を広げるという意味でもう少し構造的にしていくというのも、先生方はこれ以外のお仕事でもかなりお時間がかかっていると思いますので事業経費が書いていないです

けれども、そのようなサポートをしていただけるような人件費とかにも使っていただくとかそういったところも考えていただけると長期的に事業が続けられるのかなと思いました。

【学校支援課長】

ありがとうございます。働き改革ということを求められていますけれども狙いの一つとしまして、子どもたちとの交流もあるんですけれども、教職員が地域の方々の顔を見れる関係という部分も狙いの一つとしてはございます。やっぱりその事業所としても毎年同じ事業所というのも正直ございますし、新たに例えば今年はこちらに行きたいんですって子どもたちから新しいのが出てきた時には新規に開拓する部分ていうのはございます。ですので事業としてはわくわく事業という銘を受けておりますけれども予算的な部分につきましては平成28年度から特色ある地域の実態に即してというような形で特色ある学校づくり推進事業という方へ組み入れた形で発表会であったり名札であったりポスターであったりというような予算措置の方も支援しているというところでございます。ですので、先ほどご指摘いただきました、地域のことという部分の中で来年もお願いしますというふうな正直お願いはしているところもあるんですけれども学年中心にしてその中でも担当教員がおりますので文書の中にも位置づけておるところもあるんですけれども、やっぱり地域と共にある学校という部分の中で、教員もわくわくワーク期間は実際に子どもの様子も見に行っておりますし、全校がするわけではなく学年で取り組む部分でもございますので、そういった形で地域の方と子ども、教員が顔を見る中で子どもたちの成長という部分に取り組んでいきますのでご指摘いただいた計画的なといった辺りも参考にしていきたいというふうには考えております。

【委員】

課長の説明の補填になるかもしれませんが、たまたま事業所に行ったときに中学生が来てたんです。非常にこう活発に動くんですね。数人の子どものところだったんですが。そこへたまたま知り合いの教員が来られてまして、その姿を見て教員がびっくりしてるんです。つまり学校では全然目立たなく大人しくしている子がここではこんなに活発に動いているのかと。つまり子どもたちの自尊心を育むという意味からもすごくなんかここは、つまり、学校での教員の目とその事業所での目とは全然 A 君に対しても違う一面が出てくるんですね。ですから教員はすごくびっくりしてましたけれども。そういう部分はある意味評価していいんじゃないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。実は国際交流財団も津の中学生ですけども受け入れさせてもらってるんです。先生やっぱり事前に来ていただいて、この子はこういう子で大人しいけれどもいろいろと説明いただくのですが、おっしゃっていただいた通りですね、全然そんな

イメージではないんですね。今はパソコンは私よりも彼らの方が上手だということがよく分かっているので、リストなどを作ってくれるというと、最初はやっぱりすごく緊張してて1日目は借りてきた猫みたいなどころがあるんですけど、3日目にはこれ仕上げやなあかん。先生と呼ばれますけど先生もうあの休憩せんと後こだけやでやるでとかね、そういう責任感というのかな自分が任されたんやから最後までしっかりとやらなあかんとかそんなところも聞かれたりして非常に頼もしい子どもたちだなあというふうに感想を伝えさせていただくと、そうですかという学校の先生からもお返事があったりして、いろんな面がその子の持っている中の面がおっしゃっていただいたように見えるということで非常に良い事業で、ただ、先生の負担にならないようにというご発言がありましたけれど、上手く循環できるような形で継続していただくと彼らもやったという自身が持てるし、私たちも彼らの将来に対する夢・希望の少しお手伝いすることができたというふうに思っていますので受け入れ事業所側としては是非継続を可能な形で継続いただけたらお互いがいいかなというふうに思っています。

この件については以上でよろしかったでしょうか。最後にお話がありましたけれども地域で必要な人材を育てていくという視点も持った形で取り組んでいただけたらなおいのかと思いますのでよろしくお願いします。それでは最後になります6の(11)さまざまな人権問題というところで地域安全対策課さんの方から防犯対策事業についてご説明いただこうと思います。12ページの方をご覧ください。よろしくお願いします。

【地域安全対策課長】

地域安全対策課の越川でございます。よろしくお願いいたします。私の課の担当になります(11)さまざまな人権問題、事業名が防犯対策事業でございます。これにつきましては松阪市人権施策行動計画の54ページでございますさまざまな人権問題、3番目でございます犯罪被害者等の人権に対するの事業でございますのでよろしくお願いいたします。最初に防犯対策事業は全体的な防犯対策に対する事業を行っています。ですので犯罪被害者に対する内容になりますとその中の一部となりますので、その点をご容赦願いたいと思います。事業目的としましては犯罪被害者等の相談を受け付け、情報を提供し、具体的な支援を担当する関係部署、関係機関特にみえ犯罪被害者総合支援センター等でございますけれどもそちらと連携しながら、犯罪被害者等への支援を図るものでございます。実績としまして、平成30年度ですが犯罪被害者に対する支援としまして昨年の9月に犯罪被害者支援窓口を当課に新設させていただきました。それによりまして相談を受けることによりまして、犯罪被害者の軽減を図りたいと考えております。また、今年度ですが実施内容の最後に書いてありますが、令和元年度に犯罪被害者日常生活支援事業を新設いたしまして、具体的に犯罪被害者の方の食と住の部分を支援することによりまして、犯罪被害者等の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に犯罪被害者日常生活支援事業を新設し犯罪被害者に特化した事業を展開しております。簡単ではございますが事業内容の説明とさせていただきます

ます。続きまして、事前に質問をいただいておりますので、そちらについて回答をさせていただきます。一つ目の質問として実績のところですが、防犯啓発のための小旗、リーフレットの配布をしたままで終わっていないでしょうか。啓発のための説明、講座など開催はあるのでしょうかといただいております。この回答でございますが、当課としまして、防犯啓発としまして、市内小学校を対象に「地域ふれあいタウンウォッチング」を実施しています。これは、子どもたちが実際に地域を散策しまして「防犯」・「交通安全」・「防災」この三つの観点につきまして、「危険な場所」などについて調査し、地域安全マップを作成することで、子どもたちの自身で危険を見極める力を養うほか、学校、保護者、自治会などが協働・連携しながら実施するものでございます。地域の安全力向上を図ることを目的としています。今年度につきましては15校開催の予定をしております。また、「安全・安心なまちづくり」をテーマに出前講座の方も実施しております。内容としては、犯罪情勢の概要のほか、特に松阪市で注意が必要な犯罪で空き巣であったりとか、忍び込み、振り込め詐欺などの、傾向や対策についての説明を行っております。講座の申込者として、自治会、まちづくり協議会でございますけれども、老人クラブや福祉施設、民間団体からも申込をいただいております。今年度開催予定は13回でございます。こちらを1番はじめの回答とさせていただきます。2番目になります。空き家まわりのパトロールはされているのでしょうか。小学生の行方不明事件が増えているように思いますが、何か対策をされているのでしょうかこの2点でございます。こちらの回答でございますけれども、まずはじめに空き家のパトロールでございます。松阪市では、三重県警察本部の講習を受講しましたパトロール資格を得た市職員が89名おります。それとまた、青色回転灯装備車両が10台ございます。これによりまして青色防犯パトロールの実施をしております。定期的なパトロールのほかに、不審者情報などを参考に出没時刻や場所などのパトロールも行っております。空き家につきましてはですけども、2番目の案件につきましてでございますけれどもこれにつきましては地域の方からの連絡例えばですね学生がたむろしておるとか、不審者が出入りしているなどこういったことがございましたら、一時的にパトロールをするなどしておりますが、管理的な問題とかですねまた治安の課題につきましては、私どもの市担当課と松阪警察署に依頼または協力の方をお願いしております。また、前述のさきほどの質問でございました地域タウンウォッチングでですね、子どもたちの防犯意識を高め、学校、地域などの危険箇所を共有しまして、地域の防犯対策の向上を図っていくほか、市のイベントで来場者の方を対象に松阪警察署員によりまして護身術教室を開催するなどして防犯対策をしておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました事業につきましてご質問やご意見などございましたら、よろしく願いいたします。

【副会長】

ご質問させていただきたいのですが、防犯対策あるいは安全、安心なまちづくりにつきまして、市区町村によっては条例を作って人的処置とか予算を付けしているところがあるんですけども、松阪市では条例はあるのですか。

【地域安全対策課長】

条例はあります。

【副会長】

それに基づいて行われているということですね。どちらの条例になりますか。防犯ですか。

【地域安全対策課長】

安心・安全の条例です。

【副会長】

ありがとうございます。条例があるということは先進的な自治体であるということが考えられます。

【会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【委員】

犯罪被害者の言葉がありました。対象はどのようなものになりますか。犯罪がなくなることが一番大事なことなんですけれども、もしあった場合のという意味です。

【地域安全対策課長】

犯罪被害者の私どもの対象としておりますのは殺人事件であったりとかそれに類似するような凶悪な事件のですね犯罪の被害者の方を対象としております。ただですね、昨年9月に窓口を作らせていただきましたけれども、実を申しますと昨年9月の窓口ができる前にですね8月に加古川の方で松阪市出身の女性の方が殺されるという事件がございました。それにつきましては私の方でも対応しました。そうなりますと三重県警察も動いてまいります。当然ながら事件のありました兵庫県警も動いてまいります。そういった連携をしながら、私ども市としてできる内容で対応させていただきました。

【委員】

その1件ですか。細かいことはいいです。

【地域安全対策課長】

それまでも1件ございます。

【委員】

それも窓口を開いてからでもその前の事件でも開いてからの対象になるわけです。

【地域安全対策課長】

窓口があるないは関係ないと思うんです。当然ながらそういった困ったというか対応が難しい状況がございましたら行政は聞かせていただくと。例えば当然ながら私どもは基礎自治体でございますので、できることは限りがございます。例えば事例を申し上げますと亡くなられた場合、どうしても死亡届の手続きとかあります。どうしても事件内容によりましてマスコミの方の対応もありますので個室を用意するなどの対応をさせていただいております。私どもの方でできることはさせていただいている状況でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

防犯の教育なんですけれども、小学校の低学年に接している中で、護身術ということをお話しているのやっつけるというちょっとポイントが上手く接触していないのではないかなと思うんです。足を踏んずけたらいいんだとか、手を動かしたらいいんだとか言うような子が結構多いんですわ。どういうふうに警察の防犯の講習なんかに行くとまず逃げるとかそういうふうなことを低学年には先に教えているみたいなんですけれども、実際に身につけていないというかそういうところの危惧を感じるんですけれどもね。どういう所で教育してもらっているのかなと思います。防犯教育を伝わり方というか実行性というか検討いただきたいなと思います。

【地域安全対策課長】

学校教育の内容でしょうか。

【委員】

防犯教育全般です。

【地域安全対策課長】

私どもは先ほども申しましたように、市民の方が対象となってまいりますので、学校の中

でと学校の中の限定になってまいりますと。追加で申しましたように自分の身は自分でという観点も申しましたけどタウンウォッチングですね自分たちで自分の校区を回ってここは安全とかですね、ここは危険とかですね、自分で判断するような能力という形ではうちの事業ではそういった形でさせていただいておりますけれども、実際の教室の中での話になりますと私どもの範疇外となりますので申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

【学校支援課長】

低学年では「いかのおすし」という警察の方からのスローガ的な部分で、とにかくそのかかっていくというよりは逃げなさいという指導といますか、とにかく地域には子どもを守る家であるとか、そういったところの地域の方にご協力をいただきながら、教育の部分としてはまずは安全・安心という部分が必要になってまいりますので、ケース的な部分でこういったときにはこういう対処をするんですよと特に近くの方には助けを求めましょうねとかそういうような指導はしておりますので、特にその登下校であれば地域のみ守りの方のご協力もいただいていたりますので、特に学校としては、まずは安全を確保しなさいよということを大事にしているとは思っております。

【委員】

私が勤めていたときは各学校に任せられているんだと思うんですけれども、防犯教室もしてましたし、警察の方が来ていただいたのもあるんですけれども、低学年には心の部分をカバーしていかないかんで怖い目にはあわさんという、怖い人が入ってきてても低学年の子どもは見えないところにおいて全校で取り組むとか、なるべくこうまずは先ほど言われましたように逃げなさいということ、安全を守るということを低学年には教えると思うんですけれども。学校独自というか計画は教育委員会に出して、そのもとでするんですけれど。配慮としてはたぶん高学年にも戦ってというのは私らの時代にはなかったかなと思うんですけれど。先生らはさすまたをもって戦うんですけれども、それも低学年には見せないというのがありましたし。子どもによっては恐怖心だけが残るという場合もありますので。

【会長】

そうすると、今おっしゃっていただいたのは子どもたちがいろんな情報を見聞きするうえで、大人から聞いて、そういうようにしやなあかんと思っている子もいるかもしれないですね。学校の方ですとか地域では低学年の子どもたちはまず身を守るということで、危ない恐怖心を残さないような取り組みをしていただいているということですので、引き続きそういうふうな形で進めてもらうのが自分の命を守るという意味からもいいのかなと思うんですけれども。ただ、今はいろいろな情報があふれているので、スマホやああゆうのから入ってくる情報は防ぎようがないので非常に難しいなあと思うところが多いんですけれども。

【地域安全対策課長】

先ほど副会長の方からご質問いただいていた条例の件ですが、松阪市市民生活安全防犯条例ですので、よろしくをお願いします。

【会長】

この件につきまして他にご意見等いかがでしょうか。

【委員】

各地域で安全である場所があることが一番大事なことだと思うんですけども子どもたちにとって、今もおっしゃったように来場者を対象に松阪警察職員からの護身術の教室、これに対してはちょっと反発というのか、かえってこういうことをすることによって危険な反抗するというので犯罪者の方をあおるような形になるからこういうことはやっぱり考えて警察署の方も思考していただきたいと市民として願います。

【地域安全対策課長】

ご意見として聞かせていただきます。

【学校支援課長】

学校の方にも警察の方が来ていただくんですけども、子どもたち対象には護身術というものは一切されないとします。まずは例えば校内に侵入してきた、あつてはならないことですけども、さすまたを使うのは警察の方が来るまでの時間稼ぎですので、決して先生らが捕まえるのが目的ではございませんし、とにかく子どもの安全を守るというのが最優先でございますので、防犯教室でも護身術はされないと考えています。

【委員】

SOSの家というものがありますね。あれは地域安全対策課さんの担当ですか。

【地域安全対策課長】

あれは松阪市生活安全協会です。松阪警察署の中に事務所があります。

【委員】

もし内容が分かってみえたら簡単でよろしいので説明をいただくとありがたいのですが。

【地域安全対策課長】

松阪市生活安全協会さんの方がそれぞれのところへお願いをさせていただいてSOS子どもを守る家というのもありますし、子どもを守る店というのもありますし、これは私ども

が把握させていただきますのは松阪市生活安全協会さんの方で全部やっただいております。

【委員】

あれは表示された家や店に逃げ込めるということによろしかったですか。

【地域安全対策課長】

そうですね。家のところに旗が出ているところもありますし、プレートが出ているところもあります。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他によろしかったでしょうか。

ありがとうございました。それではこの件をもちまして今年度の評価検証の方が終了した形になります。皆様協議の方にご協力をいただき、ありがとうございました。議事の1番の方をこれで終わりたいと思います。

それでは続きまして、議事の2番で松阪市人権施策行動計画の事業内容見直しについてということで進めてまいりたいと思います。こちらの件につきましては事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

【人権担当主幹】

それでは事項書2番の松阪市人権施策行動計画の見直しにつきまして、ご説明させていただきます。事前にこちらの行動計画(案)をお配りさせていただいて、これに対する事前に意見をくださいということで皆さんにお渡しさせていただいております。説明をしながらそちらの方のご回答もさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは行動計画(案)につきましてご説明させていただきます。行動計画(案)につきましては前と同じように基本施策と分野別ということで分かれておりまして、基本施策の方が1ページから17ページに案を書かさせていただいております。また、分野別につきましては18ページから54ページとなっております。この行動計画(案)なんですが、人権施策基本方針に基づいた、各施策ごとに関係各課が人権に関して取り組んでいる事業で、予算に基づいた物、予算に反映していない物も含めまして今回85事業をあげております。今回の行動計画の見直しにつきまして、行動計画の基になります基本方針こちらにつきましては変更はございません。ですので、今回の行動計画の見直しにつきましては、大きな変更はござ

いません。ただ変わっておりますのは、平成 27 年以降に松阪市役所の中で部・課の統合があったり、事業名が統合されたり、無くなったりしておりまして、行動計画内での課名の変更であったり文章の方の修正というのが主な変更点となっております。委員の皆さまにおかれましては、その変更点等につきましてご審議いただければと考えておりますのでよろしくお願いたします。ここで、行動計画見直しに対しまして事前質問をいただいておりますので、各課からの回答を取りまとめたものを読み上げさせていただきたいと思っております。

P.2 企業人権啓発事業（商工政策課）

（質問内容）

企業人権啓発事業が基本施策 1 からなくなっている理由を教えてください。

（回答）

『Ⅱ施策の取り組み、1 人権尊重のまちづくり実現のための施策』につきましては、「人権啓発事業」や「男女共同参画行政推進事業」など、不特定多数、あるいは、幅広く捉えた『市民』を対象にした施策が列挙されております。「企業内人権啓発事業」につきましても、いわば、前述の「人権啓発事業」の一部であり、同列で掲載しておりました従前からの計画を精査させていただく中で、今回、見直しをさせていただき、『施策Ⅱ－2 人権意識の高揚を図るための施策』以降からの掲載とさせていただいたものでございます。

P.9 人権擁護・救済のための施策（1）相談体制の充実

（質問内容）

④「・・・市民ボランティア等の養成・配置を検討していきます。」とあります。それぞれの実施方法のところで明記されていますが、可能であれば、どんなボランティアがあり、養成・配置について、ピックアップして教えていただけませんか。

（回答）

（障がい福祉課）

障がい者福祉の部門での地域活動相談支援事業の（1）－④ について、身近に相談が可能なカウンセラーとして、障害者総合支援法にて位置づけされている指定特定相談支援事業所の相談員又は相談支援専門員等が、身近な相談者となっております。このため、市民ボランティア等の養成・配置は行っておりません。

（こども支援課）

女性保護事業における相談員につきましては、カウンセラー、ボランティアの養成・配置は行っておりません、(1)－④は削除願います。

（高齢者支援課）

認知症総合支援事業における、市民ボランティア等の養成・配置について認知症の人が年々増加し社会問題となっている。そのため、認知症の人やそのご家族が地域で安心して暮

らしていただけるよう、認知症について正しい理解をすすめることを目的に、市民対象の養成講座等を開催し、地域で活躍いただいています。

①認知症サポーター

養成数：年間約 2,000 人の養成講座受講数を目標、累計 24,240 名（平成 30 年度末）

対象：地域住民、小中学校生徒、金融機関、郵便局等民間企業等

役割：何か特別な事をするのではなく、認知症等で困っている人を見かけたら支えになる。

見守り役になる。徘徊 SOS ネットワークまつさかの配信メールの登録（協力可の人）

②高齢者安心見守り隊

養成数：累計 1,207 名（平成 30 年度末）

対象：認知症サポーターが地域で見守り活動を実施できるよう講座を受講

役割：認知症の方への見守り声かけ訓練の実施、安心見守り協力店の発掘と依頼、

高齢者安心お助けマップの見直し等（地域によって違いあり）行う

③オレンジの会

会員数：17 名（平成 21 年 7 月 1 日発足）

対象：介護予防いきいきサポーター中級編修了者。

認知症支援について定例会で勉強を継続

役割：住民主体の介護予防活動（認知症予防と運動）を運営（週 1 回定例開催）

会員の地元でのボランティア活動、RUN 伴の協力ほか

④認知症キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役を担うための研修を受講

松阪市の認知症サポーター養成講座の定例開催分について講師として活躍中

⑤①～④のなかには、地域の認知症カフェや介護者カフェ（地域包括支援センター

や介護事業所の主催）に協力し活躍されている人が多々おられます。

※上記の他、高齢者ボランティアポイント事業（ささえさん）：65 歳以上を対象に自身の介護予防のために、介護事業所等で行えるボランティア活動をすすめています。

（学校支援課）

児童生徒の相談については、専門的な知識が必要なことから、県教育委員会のスクールカウンセラーや、市教育委員会のハートケア相談員を派遣・配置し、対応しています。

P.10 障害者地域生活支援事業（障がい福祉課）

（質問内容）

今回の改定で障害者ケア事業に統合されることになっていますが、事業評価シートにも記載がないので事業の内容について教えてください。

（回答）

訂正「地域活動相談支援事業」へ整理しております。事業の内容は、同じもので予算事業

名を改めています。

P. 17 バリアフリー事業（関係部局）

（質問内容）

すべての人が自由に移動し、安全で快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに基づいた公共施設のバリアフリー化とは？具体的に教えてください。

（回答）

ユニバーサルデザインについては、施設や製品等について新しいバリアが生じないように誰にとっても利用しやすくデザインするという考えがあります。施設においては、例えばエレベーターや自動ドア、施設内の段差の解消、手すり、スロープ、障がい者用トイレ等があります。（幅広い歩行空間、車いす等が通行可能、障がい者や高齢者に対応した駐車スペース）

P. 26 (3) 子どもの人権 施策③

（質問内容）

関係機関が連携してとありますが、具体的にどの機関が連携しているのか教えてください。

（回答）

（こども支援課）

「松阪市児童支援連絡協議会」を構成し連携しています。（構成機関は、松阪市自治連合会、松阪市民生委員児童委員協議会連合会、松阪市PTA連合会、松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、中勢児童相談所、松阪警察署、保・幼・小・中学校(園)など）

（学校支援課・こども支援研究センター）

教育支援センターでは、不登校にかかわる児童生徒の情報について、小中学校及び学校支援課生徒指導係、育ちの丘育ちサポート係と連携しています。

子ども支援研究センターにおける教育相談では、相談者の秘密を守ることを相談者に約束して教育相談を行っており、他の機関との連携はしておりません。

学校支援課では、さまざまな相談を受ける場合があります。そこで、いじめ等問題行動に関しては、松阪警察生活安全課と、児童生徒の虐待や養育に関しては、こども支援課と、不登校相談や教育相談に関しては、教育支援センターと、子どもの発達に関する相談の場合は、子ども発達総合支援センターと、また、中学校卒業後のことに関しては、青少年センターとの連携を密にし、情報共有や課題解決に向けて取り組んでいます。

P. 29 いじめ等対策事業（学校支援課）

（質問内容）

「Q-U」検査を年2回（P13）実施で、生徒や学級の実態を把握し、早期に活用するというのですが、1回目の実施が5月から6月、2回目は10月頃かと思いますが、学級に何か問題か変調を感じたときは3回目の検査もあるのでしょうか。

（回答）

2回目の検査結果から、1回目の検査後の手立てがうまくいっているかを判断することができます。その際、プラスの変化であれば、そのまま続行していきますが、問題や変調の兆候がみられた場合は、その段階で対応し、改善に努めることになっています。また、学校によっては、11月に2回目の検査となることもあります。3回目を行っても、検査後にそのクラスで過ごす期間が短いことなどから、実施しておりません。

P. 37 障がい者ケア事業（障がい福祉課）

（質問内容）

実施方法に記載のされている文章ですが、主語がよく分かりません。

（回答）

「障がい者のある方又はその家族に委託し、身体障がい者や知的障がい者等の生活面での不安を解消するため、更生援護に関して、本人や家族等に対する相談・助言の支援を実施します。（ピア・カウンセリング）」と修正させていただきます。

P. 55 計画の推進体制について（人権・男女共同参画課）

（質問内容）

庁内に設置される人権施策策定調整会議に置かれる「専門部会」に関係者の出席を求められているが個別課題について意見聴取になると思われるので審議会の場に出席を願った方が良いのではないのでしょうか？

（回答）

人権施策審議会規則第4条において、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができるとしています。審議会が必要となった場合は出席を求めて行きます。これについては前回の行動計画を策定するときに専門部会を3つに分けて審議会の中で作っていただきました。その中で委員の皆様は別れていただいて活動していただいたときの文言でございます。特段ここを際立てることなく審議会として関係者を呼びたいということであれば、ご協議をいただき呼ぶことができますので、専門部会という言葉は削除いただき審議会規則に基いて呼ぶということによりお願いいたします。

今回ご審議いただいた中で、いくつかご意見・ご質問等があるかと存じます。回答できる点につきましては事務局の方で回答させていただきますが、事務局ですぐに回答できないものにつきましては、大変申し訳ありませんが、担当課に確認を行い、文書で回答をさせていただきます。また、修正等が完了しましたら、完成版を委員の皆様へ郵送をさせていただきます。

できますので、内容の確認をよろしく願い申し上げます。以上説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。ただ今松阪市人権施策行動計画の案について皆さんからたくさん質問をしていただき誠にありがとうございました。それに対する回答も併せてご説明いただきましたが、この件に関して皆さまの方からご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】

人権啓発事業に 6 つの事業が統合されていきますが、そのことによって人権啓発事業の内容がぼやけてしまう、スタートの段階ではきちんとしていた内容が薄れてしまう心配は十分にあると思います。事業統合にあたっては個々の事業の趣旨が消えていかないようにきちんと組み立てていただくことが大事になると思いますので是非その点は留意いただければと思います。

【人権・男女共同参画課長】

ご意見ありがとうございます。人権問題はさまざまな分野に分かれておりまして、昨今いろいろな問題を解決に向けて啓発や講座等を開催しているところでございます。ご指摘いただいた通り、趣旨の方も明記しながら取り組んでいきたいと思っております。

【会長】

ここの柱の部分については大事にしていきたいと思っております。

【人権担当主幹】

先ほど質問をいただいた中で一点訂正がございましたので、修正をさせていただきたいと思っております。質問の一覧の質問に対する回答の 5 ページにありますその中で障がい者ケア事業の主語にあたる箇所なのですが、一番出だしに「障がい者のある方の」と書いてあるんですけども、「障がいのある方の」と間違えておりましたので訂正をお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。皆さまからこの他にご質問とかご意見とかぜひこれをお願いしたいとかいうようなご要望がありましたらこの機会にお願いしたいと思っておりますが。では、行動計画としては現状の形でまとめていただいて、これに基づいて事業を実施していただくということでもよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。それではいくつか修正点がありましたので事務局の方で修正を

よろしくお願いいいたします。

【人権担当主幹】

ありがとうございます。これをもって修正をさせていただき、完成版を郵送させていただきますのでよろしくお願いいいたします。こちらの行動計画は来年度から進めさせていただきます。ただし、来年度の審議会は昔の行動計画（令和元年度）で審議いただきますのでよろしくお願いいいたします。

【会長】

ありがとうございます。それでは本日予定をされておりました議事の1つ目、2つ目が終了いたしました。皆さまこの機会にご発言やご感想などはいかがでしょう。

【委員】

10月17日、18日と地域人権問題全国研究集会に参加してきました。初日の入り口のところでいろんな資料を配られるのですが、その中の一枚に問題の解決に向けて20年というものがありました。僕びっくりしたんですね。松阪市と全国大会の資料の中に書いてあったのでびっくりしました。この問題でご存知ですかね。たぶんご存じでない方も結構見えるんじゃないかなと思うんですが。それが20年もたって全国的に松阪市とボンと出てねびっくりしたことがありました。

【会長】

よろしければこの事件というものを簡単にご説明いただけますか。

【副会長】

県立高校の先生が差別発言をしたんです。部落差別発言をして裁判となった事件です。解放同盟が差別用語だと言って同和地区の人に対する差別発言をしたもんですから。

【委員】

もう少し詳しく申しますと、ある地域に住んでいたら私たちの地域は同和地区というふうに間違われるから町名を変えてくれませんかという申請運動に印鑑をつけてくださいとある地域に回ったんです。それがもちろん大きな問題じゃないですか。大きな部落差別問題ですよ。当時の県立高校の校長先生が自死されたんですね。先生がおっしゃった通り裁判にも当然になりました。たしかここの5階のホールだったと思うんですが確認学習会が開かれました。僕も高校生を連れてお邪魔した記憶がありますが、かなり激しい言葉のやり取りがありました。20年以上になるのかと思ったのと同時に全国大会に松阪市と名前が出たので何事かと思ってびっくりしました。

【副会長】

まだ部落差別は残っています。解消はしなくてははいけない。正しい知識を学生たちに教えないといけないという教訓ですね。

【会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

長時間に渡りありがとうございました。今回議事の一つ目で検証いただいたことについて今回たくさんのご意見を細かく丁寧に確認いただけたと思います。前回と今回に引き続き、たくさんのご意見をいただいたので、その意見も基に市役所の担当の各課のみなさんはこれから事業の実施に努めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。二つ目の方につきましては、新しい計画の方ができたということでそれに向けて担当課の方はもう一度見直しをしていただいて人権が大切にされるような取り組みを進めていっていただきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。それではこれで終了させていただきますが、事務局の方で何かありますか。

【人権・男女共同参画課長】

本日はありがとうございました。委員の皆さまにおかれまして、任期の方ですが令和2年4月26日までとなっております。今後のご案内としましてはまた委員構成につきまして各団体の方につきまして依頼の方をさせていただきたいと思いますので、その節はまたよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは本日の人権審議会を終了とさせていただきます。皆様ありがとうございました。